

合計特殊出生率

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進
- 小項目(政策の方向性) ■ 結婚や出産の希望をかなえる環境づくり

【何を測る指標か】

子どもを生み育てる環境や子どもが健やかに成長できる環境、結婚や出産を望む人々の希望がかなえられる地域社会の状況を測る指標

【定義・算出式】

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別(年齢階級別)出生率を合計した数値。
一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当。

【出典】

厚生労働省「人口動態統計」 毎年調査、概ね6月公表

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年(2014年) 1.27(全国平均値 1.42)

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 全国水準

<目標値設定の考え方>

結婚や出産を望む方々の希望が叶えられる環境づくりや安心して子育てできる社会づくりを進めることにより、全国平均との乖離を縮小し、全国水準まで引き上げること为目标としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和元年(2019年)8月1日時点での最新の統計数値

平成30年(2018年) 1.27(全国平均値 1.42)

<達成度合の分析>

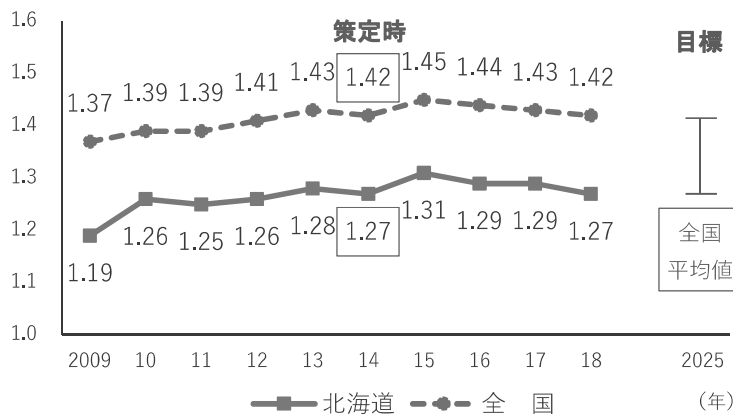
依然として全国水準を下回り、低い状況となっている。引き続き総合的な少子化対策の推進が必要である。

●データ

	2009	10	11	12	13	14	15	16	17	18
北海道	1.19	1.26	1.25	1.26	1.28	1.27	1.31	1.29	1.29	1.27
全国	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

現状値

実績値



都道府県別順位(H30(2018))

都道府県名	合計特殊出生率	順位	前年比
沖縄県	1.89	1	△ 0.05
島根県	1.74	2	0.02
宮崎県	1.72	3	△ 0.01
鹿児島県	1.70	4	0.01
熊本県	1.69	5	0.02
神奈川県	1.33	42	△ 0.01
秋田県	1.33	42	△ 0.02
宮城県	1.30	44	△ 0.01
京都府	1.29	45	△ 0.02
北海道	1.27	46	△ 0.02
東京都	1.20	47	△ 0.01
全国	1.43	-	△ 0.01

保育所入所待機児童数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- 小項目(政策の方向性) ■ 安心して子育てできる社会の形成

【何を測る指標か】

安心して子育てできる社会の状況を測る指標

【定義・算出式】

保育の必要性が認定され、保育所等利用の申し込みがなされているが、利用できていない児童の数

【出典】

厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」、毎年調査、9月頃公表

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度) 182人

【②目標値】

目標年:平成29年度(2017年度) 目標値:0人 ※H29に目標を達成し、以降それを維持することをめざす。

<目標値設定の考え方>

ニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ることにより、待機児童を0人とすることを目標としている。なお、目標年については、北海道創生総合戦略、北の大地☆子ども未来づくり北海道計画において設定している平成29年度(2017年度)としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和元年9月1日時点での最新の統計数値

平成30年度(2018年度) 152人

<達成度合の分析>

待機児童解消施策により、保育所等の待機児童の受け皿の整備は進んだが、保育士不足により定員までの受入れができないなどの理由により、待機児童数が増加し、目標の達成には至らなかった。

●データ

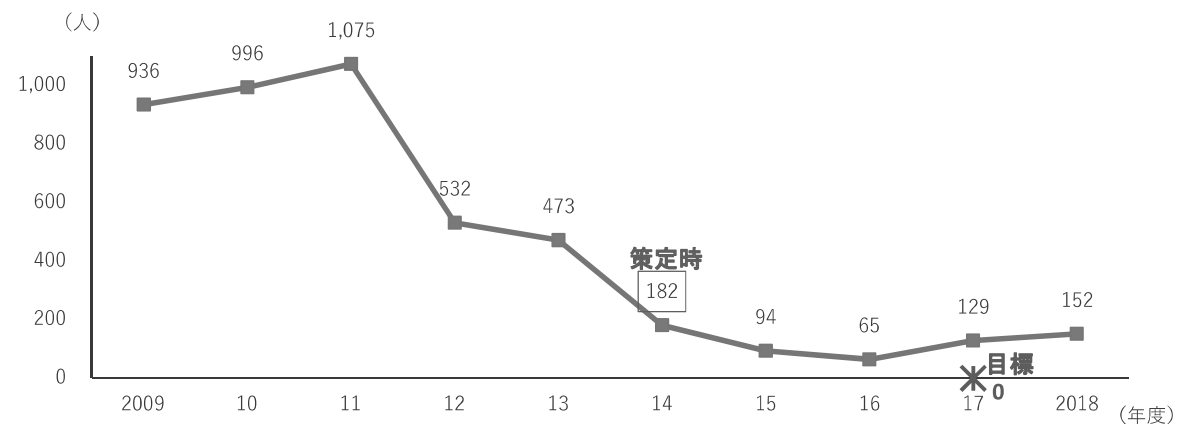
保育所入所待機児童数の推移

(単位:人)

	2009	10	11	12	13	14	15	16	17	2018
北海道	936	996	1,075	532	473	182	94	65	129	152
全国	26,275	25,556	24,825	22,741	21,371	23,167	23,553	26,081	19,895	16,772

H22.4.1現在
H23.4.1現在
H24.4.1現在
H25.4.1現在
H26.4.1現在
H27.4.1現在
H28.4.1現在
H29.4.1現在
H30.4.1現在
H31.4.1現在

現状値
実績値



小児科医師数（小児人口1万人当たり）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- 小項目(政策の方向性) ■ 安心して子育てできる社会の形成

【何を測る指標か】

子どもに対する医療の体制確保の状況を測る指標

【定義・算出式】

小児人口1万人当たりの小児科の医師数
・小児科医とは、病院・診療所において、小児科診療に従事している医師数
(2つ以上の診療科に従事している場合を含む。)

【出典】

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、隔年調査、概ね調査年の翌年12月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年(2014年) 16.1人(全国平均値 18.4人)

【②目標値】

目標年:平成37年(2025年) 目標値:全国平均値以上

<目標値設定の考え方>

子育て中の医療面での不安に対応できる環境づくりを進めるための施策を推進し、人口1万人当たりの小児科医師数について全国と本道の格差をなくすことを目標としている。

【③実績値】※「実績値」は令和元年(2019年)8月1日時点での最新の統計数値

平成28年(2016年) 15.3人(全国平均値 17.6人)

<達成度合の分析>

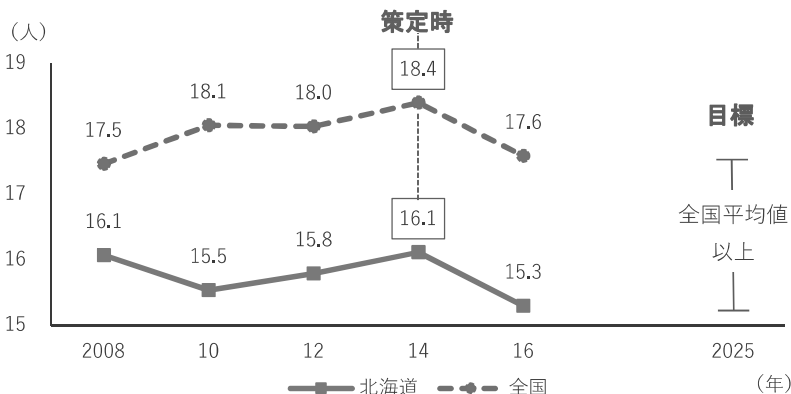
依然として全国水準を下回っている。小児科医の養成支援などを通して、引き続き、小児科医の確保に努めることが必要。

●データ

(単位:人)

区 分		2008	10	12	14	16
北海道	年少人口(0~14歳)	675,000	657,000	640,000	621,000	600,000
	小児科医	1,085	1,021	1,011	1,001	917
	小児1万人当たり	16.1	15.5	15.8	16.1	15.3
全国	年少人口(0~14歳)	17,176,000	16,803,000	16,547,000	16,233,000	15,780,000
	小児科医	30,009	30,344	29,855	29,878	27,761
	小児1万人当たり	17.5	18.1	18.0	18.4	17.6

(現状値) (実績値)



児童養護施設等における、本体施設、小規模グループケア等及び里親やファミリーホーム等への委託の割合

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- 小項目(政策の方向性) ■地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり

【何を測る指標か】

保護者の適切な養育を受けられない子どもを公的責任で保護養育するに当たり、一人ひとりの状況を十分に考慮された生活環境下で養育される状況を測る指標

【定義・算出式】

保護者の適切な養育を受けられない子どもを公的責任で保護養育するに当たり、児童養護施設本体施設と、小規模グループケア及び地域小規模グループケア(グループホーム)、里親及びファミリーホームそれぞれへの委託の割合

【出典】

北海道保健福祉部調べ、毎年調査、11月確定

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度) 本体施設71.4%、小規模グループケア等4.0%、里親やファミリーホーム24.6%

【②目標値】

目標年:平成37年度(2025年度)

目標値:本体施設60%以下、小規模グループケア等11%以上、里親やファミリーホーム29%以上

<目標値設定の考え方>

家庭での適切な養育を受けられない子どもが家庭的な環境のもと安定した人間関係の下で安心して養育されるための取組を推進し、平成41年度(2029年度)までにそれぞれ概ね3分の1ずつの割合とすることを旨とし、事業者の整備計画等も踏まえて目標を設定

【③実績値】 ※令和元年(2019年)8月1日時点での最新の統計数値

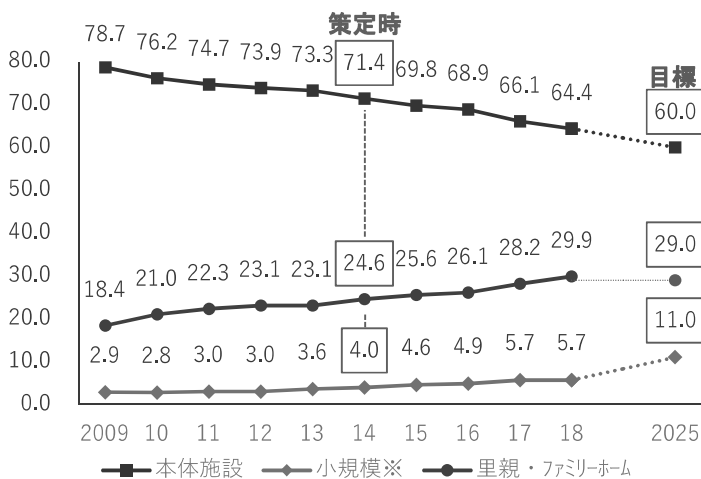
平成30年度(2018年度) 本体施設64.4%、小規模グループケア等5.7%、里親やファミリーホーム29.9%

<達成度合の分析>

[本体施設]

里親・ファミリーホームは、直近の実績が既に目標を達成しており、概ね順調に推移。

●データ



※「小規模」は、小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設を指す。

全道の医療施設に従事する医師数 (人口10万人当たり)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化
- 小項目(政策の方向性) ■将来にわたり安心できる地域医療の確保

【何を測る指標か】

道内の医師の充足状況を測る指標

【定義・算出式】

北海道内の医療施設に従事する人口10万人当たりの医師数
 全道の医療施設に従事する医師数(人口10万人当たり)

$$= \frac{\text{全道の医療施設に従事する医師総数}}{\text{道内人口}} \times 100,000$$

 ※人口は、総務省「人口推計」における都道府県別人口を使用

【出典】

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、隔年調査、概ね調査年の翌年12月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
 平成26年(2014年) 230.2人(全国平均値233.6人)

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 全国平均値

<目標値設定の考え方>

平成22年(2010年)以降、全国平均値と全道値の差が広がっていることを踏まえ、総合的な医師確保対策を進めることにより、全国平均値との差をなくすことを目標としている。

【③実績値】※「実績値」は令和元年(2019年)9月30日時点での最新の統計数値

平成28年(2016年) 238.3人(全国平均値240.1人)

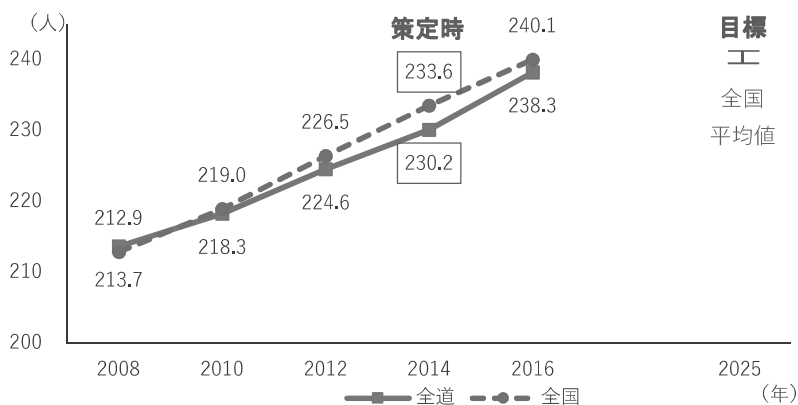
<達成度合の分析>

地域枠制度の実施や、臨床研修病院の合同説明会の開催、道外医師の招聘などに取り組んでおり、年々増加傾向ではあるが、目標値には達していない。今後も様々な施策により医師の確保に努める。

●データ

区分	2008	2010	2012	2014	2016
全道	213.7	218.3	224.6	230.2	238.3
全国	212.9	219.0	226.5	233.6	240.1

(単位:人)
 現状値 実績値



北海道福祉人材センターの支援による介護職の就業者数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (2)安心で質の高い医療・福祉サービスの強化
- 小項目(政策の方向性) ■高齢者や障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成

【何を測る指標か】

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、介護人材の確保の取組状況を測る指標

【定義・算出式】

北海道福祉人材センターの斡旋・紹介等を経て介護職として就業した人数
・北海道福祉人材センターは、厚生労働大臣の認可を得て行う無料職業紹介所で、社会福祉事業、介護保険事業、障害者総合支援法に基づく事業などに関する職業紹介事業を行っている。

【出典】

北海道保健福祉部調べ、毎年調査、概ね5月確定

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度(2014年度) 130人

【②目標値】

目標年:平成37年度(2025年度) 目標値:230人

<目標値設定の考え方>

北海道福祉人材センターの支援による介護職の確保人数は、ここ数年減少傾向にある。このため、多様な人材の参入促進や潜在有資格者の掘り起こしを積極的に行うことにより、過去の実績における高水準を目指し、目標値を設定

【③実績値】 ※「実績値」は令和元年(2019年)8月1日時点での最新の統計数値

平成30年度(2018年度) 150人

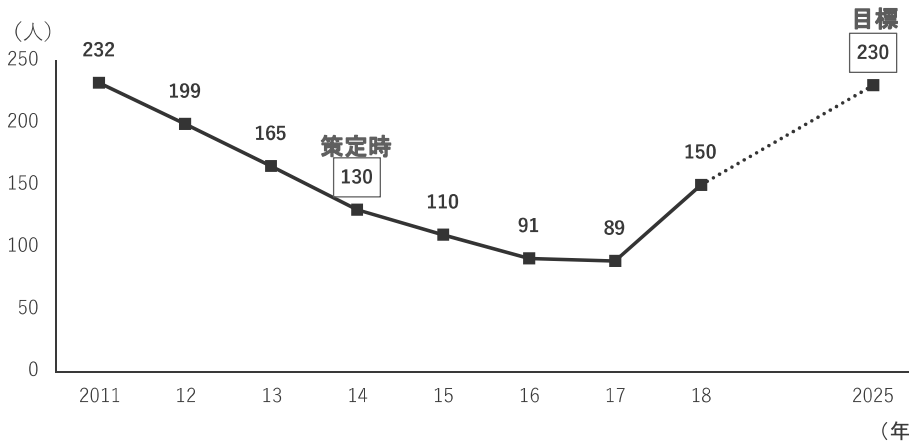
<達成度合の分析>

介護人材確保対策の一定の政策効果が出し、2018年度の実績値は上昇に転じたが、生産年齢人口の減少や他業種との労働選択などにより介護労働市場の労働供給数の鈍化を背景として、引き続き厳しい状況が見込まれる。

●データ

	2011	12	13	14	15	16	17	18
就業者数	232	199	165	130	110	91	89	150
				現状値				実績値

(単位:人)



健康寿命

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化
- 小項目(政策の方向性) ■道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防

【何を測る指標か】

道民の健康状況を測る指標

【定義・算出式】

健康寿命の延伸の状況です。
・健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

【出典】

厚生労働科学研究「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、3年ごと調査、概ね調査年の翌々年12月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成25年 男性 71.11年(全国第25位)
(2013年) 女性 74.39年(全国第26位)

【②目標値】

目標年:平成37年(2025年) 目標値:健康寿命を延伸させる。

<目標値設定の考え方>

生活習慣病の予防の推進など生涯を通じた健康づくりを推進し、健康寿命を延伸させることを目標としている。

【③実績値】※「実績値」は令和元年9月1日時点での最新の統計数値

平成28年 男性 71.98年(全国第25位)
(2016年) 女性 73.77年(全国第45位)

<達成度合の分析>

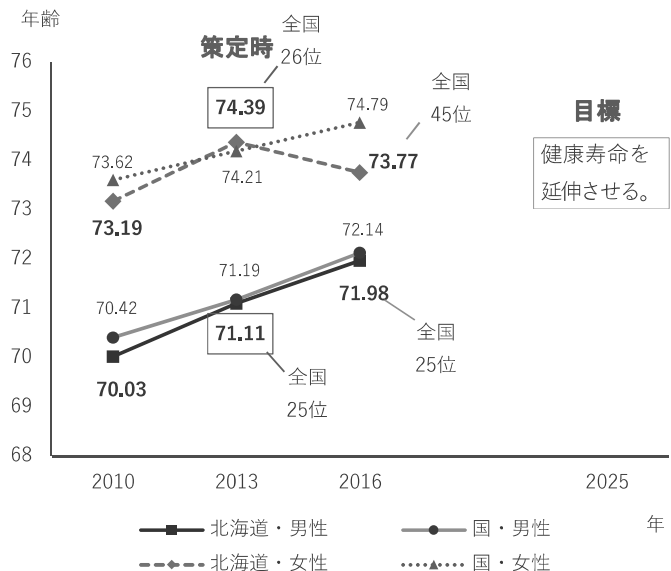
平成28年(2016年)の結果を見ると、男性の健康寿命は延伸したものの、都道府県順位は変わらず、また、女性の健康寿命は短縮し、都道府県順位は45位となった。進捗は遅れている状況にある。

●データ

	2010	2013	2016
北海道・男性	70.03	71.11	71.98
国・男性	70.42	71.19	72.14
北海道・女性	73.19	74.39	73.77
国・女性	73.62	74.21	74.79

(単位:年)

現状値 実績値



特定健康診査受診率

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化
- 小項目(政策の方向性) ■ 道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防

【何を測る指標か】

道民の疾病予防への取組状況を測る指標

【定義・算出式】

40歳以上75歳未満の被保険者及び被扶養者のうち、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を受診した者の割合

【出典】

厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導・メタボリックシンドロームの状況(都道府県別一覧)」、毎年調査、概ね翌々年8月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成25年度 36.4%

【②目標値】

目標年: 令和7年度 目標値: 70%

＜目標値設定の考え方＞

特定健康診査を受診しやすい体制の整備や受診勧奨の促進などを行うことにより受診率を高めることを目指し、目標値を設定

【③実績値】※「実績値」は令和元年8月1日時点での最新の統計数値

平成28年度 40.4%

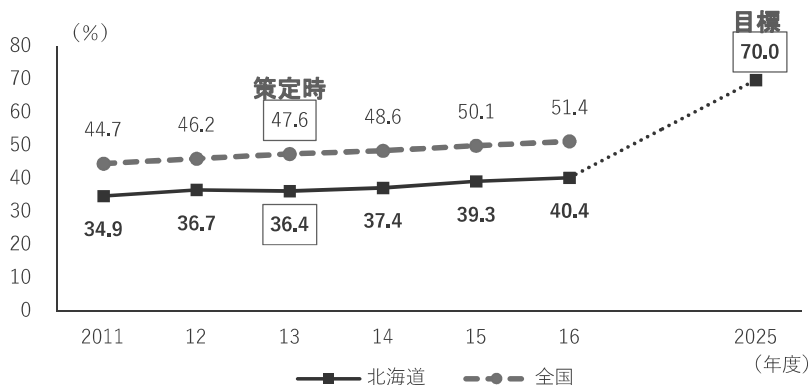
＜達成度合の分析＞

受診率向上に向けた普及啓発等を実施しており、徐々に効果が見られるものの、目標達成に向けて、引き続き取組が必要。

●データ

	2011	12	13	14	15	16
北海道	34.9	36.7	36.4	37.4	39.3	40.4
全国	44.7	46.2	47.6	48.6	50.1	51.4

現状値 実績値



環境基準達成率（大気汚染・水質汚濁）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承
- 小項目(政策の方向性) ■ 豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承

【何を測る指標か】

安心して生活できる環境の状態を測る指標

【定義・算出式】

環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るうえで維持されることが望ましい基準である。この指標は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標である。

- ・大気については、大気汚染測定局数のうち、環境基準(二氧化硫、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の達成局数の割合
- ・水質については、環境基準の類型当てはめをしている水域のうち、環境基準(河川についてはBOD(生物化学的酸素要求量)、海域・湖沼についてはCOD(化学的酸素要求量))を達成している公共用水域の割合

【出典】

北海道環境生活部「北海道の大気環境」、毎年調査、概ね翌々年6月公表
北海道環境生活部「公共用水域の水質測定結果」、毎年調査、概ね翌年12月公表

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

大気 平成25年度(2013年度) 100%
水質 平成26年度(2014年度) 91.6%

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 100%

<目標値設定の考え方>

- ・大気については、現在も良好な環境を維持していますが、今後も継続して全ての測定局で環境基準を達成することを目標としている。
- ・水質については、水域ごとに設定した環境基準を、測定したすべての環境基準点で達成することを目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年(2018年)8月1日時点での最新の統計数値

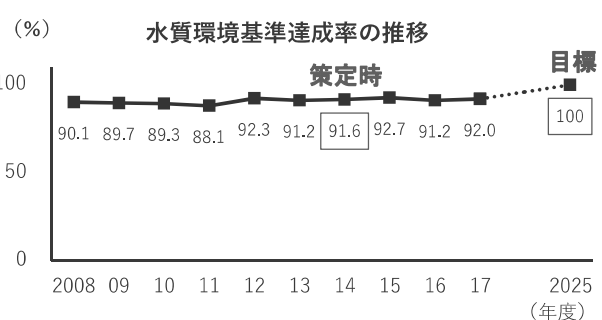
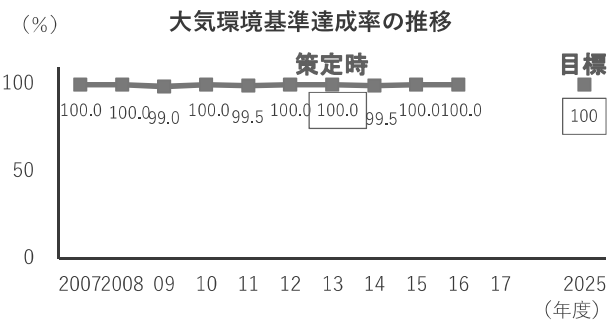
大気 平成28年度(2016年) 100%
水質 平成29年度(2017年) 92.0%

<達成度合の分析>

[大気] 二氧化硫、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準は全測定局で達成されている。
[水質] 直近の2017年には、常時監視している262の水域中、241水域で環境基準を達成したが、閉鎖性水域である湖沼の環境基準達成率は約55%にとどまっている。

●データ

	大気										水質		
	2007	2008	09	10	11	12	13	14	15	16	17	現状値	実績値
大気環境基準	100.0	100.0	99.0	100.0	99.5	100.0	100.0	99.5	100.0	100.0			
水質環境基準	90.5	90.1	89.7	89.3	88.1	92.3	91.2	91.6	92.7	91.2	92.0	91.6	92.0



エゾシカ個体数指数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承
- 小項目(政策の方向性) ■人と自然・生き物が共生する社会づくり

【何を測る指標か】

人と自然・生き物が共生する社会づくりの状況を測る指標

【定義・算出式】

ライトセンサス結果や捕獲数などの様々なデータを統計処理して、毎年のエゾシカの生息動向を相対的に示した数値
 ・東部地域(オホーツク、十勝、釧路、根室各管内)は、基準年を平成5年度(100)として、エゾシカの生息動向を示している。
 ・西部地域(空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷各管内)は、基準年を平成12年度(100)として、エゾシカの生息動向を示している。

【出典】

エゾシカ対策有識者会議による推計、毎年概ね7～8月公表

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は、平成26年度(2014年度)の個体数指数の推定値

平成26年度(2014年度)
 東部地域 142 西部地域 255

【②目標値】

目標年:平成37年度(2025年度) 目標値:東部地域 50～25 西部地域 150～75

<目標値設定の考え方>

人間社会との軋轢が軽減され、かつ共存を図ることのできる水準(持続的利用措置 東部地域:50～25、西部地域:150～75)への到達及び維持を目標としています。

【③実績値】 ※「実績値」は令和元年(2019年)8月1日時点での最新の推定値

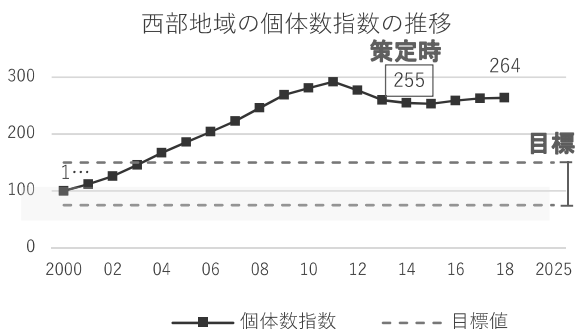
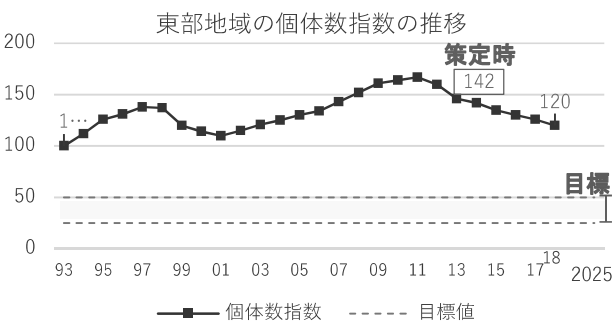
平成30年度(2018年度)
 東部地域 120 西部地域 264

<達成度合の分析>

[東部地域]目標に向けて着実に減少している。

[西部地域]平成28年度(2016年度)から上昇に転じた可能性があり、目標達成に遅れが見られる。

●データ



※ 個体数指数は、研究者等から構成されるエゾシカ対策有識者会議で推計したもの。
 毎年度の調査に基づく最新データの解析により、過去に遡って数値が更新される特徴がある。

温室効果ガス排出量

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■ 低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進

【何を測る指標か】

地球温暖化防止対策の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの道内排出量の合計

【出典】

北海道環境生活部「北海道温室効果ガス排出量実態調査」、毎年調査、概ね調査年の3年後の11月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成24年度(2012年度) 7,245万t-CO₂

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 6,099万t-CO₂以下

【目標値設定の考え方】

「北海道地球温暖化対策推進計画における削減目標の改定」(平成26年(2014年)12月)において、現状の温室効果ガス排出量、人口、経済成長率などの将来推計、施策等の効果による削減見込量を算定し、令和2年度(2020年度)の目標値を6,099万t-CO₂と設定していることから、それ以下を目標値として設定

【③実績値】※「実績値」は令和元年8月1日時点での最新の統計数値

平成27年度(2015年度) 6,984万t-CO₂

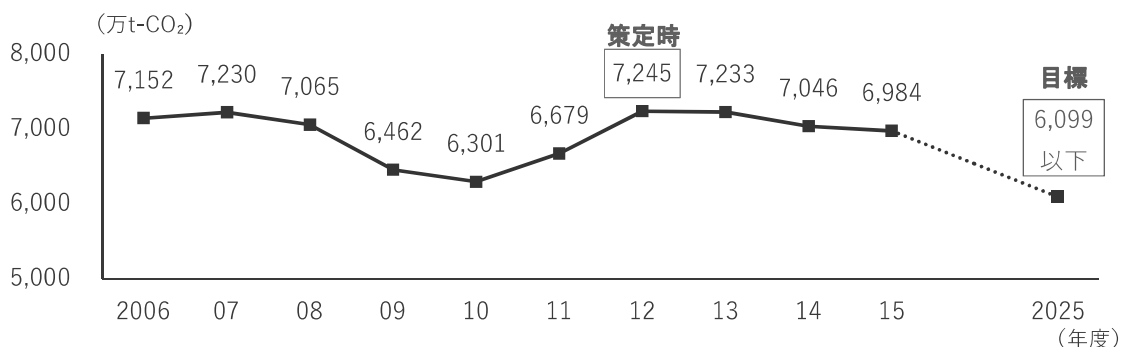
<達成度合の分析>

積雪寒冷、広域分散といった地域特性のため、全国と比べて家庭部門と運輸部門の排出割合が高くなっていることなどから、目標達成に遅れが見られる。引き続き、取組を推進していくことが必要。

●データ

(単位: 万t-CO₂)

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
温室効果ガス排出量	7,152	7,230	7,065	6,462	6,301	6,679	7,245	7,233	7,046	6,984
							現状値			実績値



循環型社会の形成状況（循環利用率）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■北海道らしい循環型社会の形成

【何を測る指標か】

循環型社会の形成の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量の占める割合
・循環利用量とは、廃棄物のうち循環利用される量であり、具体的には
①一般廃棄物の集団回収量
②中間処理に伴う資源化量及び直接資源化量
③産業廃棄物の有価物量及び再生利用量
④未利用バイオマスの利活用仕向量(湿潤重量ベース)
の合計

【出典】

北海道環境生活部調べ 5年ごと調査、概ね調査年の翌々年12月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成24年度(2012年度) 14.5%

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 16.0%

<目標値設定の考え方>

3R(廃棄物などの発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle))を一層推進することにより、現状値より1.5%向上させることをめざし、目標値を設定

【③実績値】※「実績値」は令和元年(2019年)9月30日時点での最新の統計数値

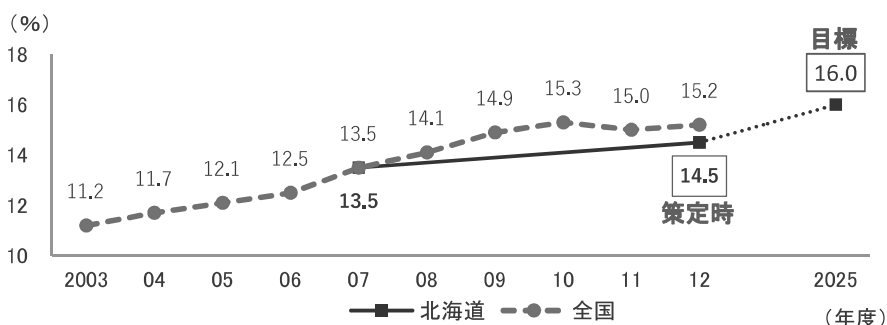
<達成度合の分析>

平成24年(2012年)以降調査が実施されていない算定不可となっている。

●データ

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
北海道					13.5					14.5
全国	11.2	11.7	12.1	12.5	13.5	14.1	14.9	15.3	15.0	15.2

(単位: %)
現状値



循環型社会の形成状況（廃棄物の最終処分量）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■北海道らしい循環型社会の形成

【何を測る指標か】

循環型社会の形成の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

道内の一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の合計

【出典】

環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」及び北海道「産業廃棄物処理状況調査」、毎年調査、概ね翌々年12月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成24年度(2012年度) 112万t

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 86万t

<目標値設定の考え方>

3R(廃棄物などの発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle))の一層の推進などにより、平成24年度(2012年度)実績から約23%削減させることを目標として設定している。

【③実績値】※「実績値」は令和元年(2019年)9月30日時点での最新の統計数値

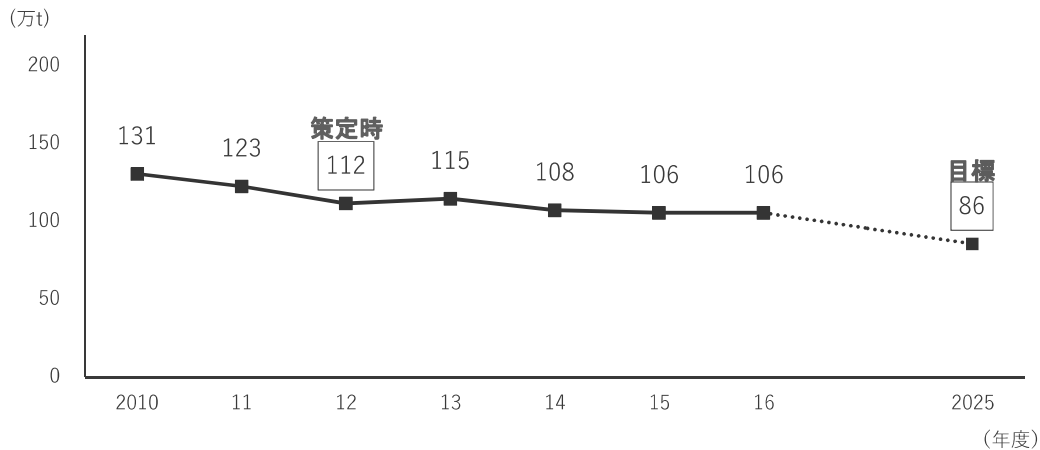
平成27年度 106万t

<達成度合の分析>

概ね順調に推移。

●データ

	2010	11	12	13	14	15	16
最終処分量	131	123	112	115	108	106	106
			現状値				実績値



治安情勢（刑法犯認知件数）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

【何を測る指標か】

犯罪のない地域社会の構築の状況及び道民生活の安全の確保の度合いを測る指標

【定義・算出式】

警察において発生を認知した刑法犯の数

・「刑法犯」とは、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた「刑法」に規定する罪で、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」等、刑法に関連する一定の特別法も含む。

【出典】

警察庁「犯罪統計資料」 毎年調査、2月頃公表

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年(2018年) 40,359件

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 前年実績以下

<目標値設定の考え方>

刑法犯認知件数は経済社会情勢の変化などにより毎年変動するものですが、できる限りこの件数を減少させながら検挙率を上げることがをめざし、前年実績以下を目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和元年9月30日時点での最新の統計数値
平成30年(2018年) 25,459件

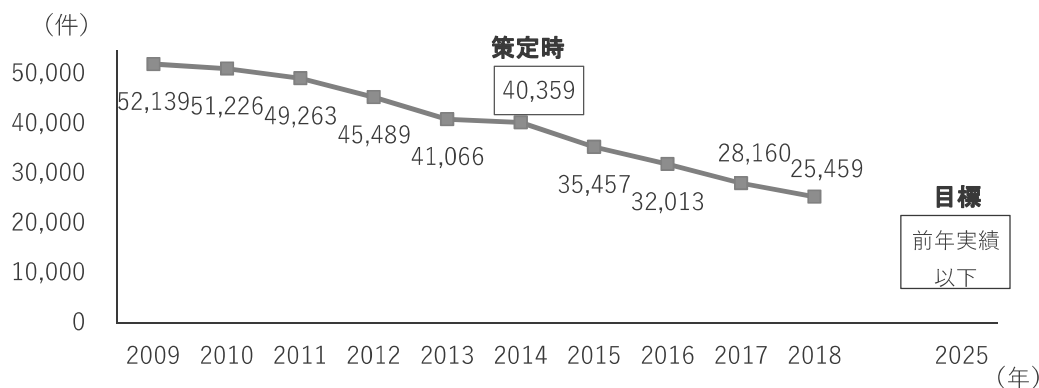
<達成度合の分析>

街頭犯罪の強化など、犯罪の抑止につながる警戒・検挙活動や犯罪情勢に即した犯罪抑止対策など様々な取組を実施したことが、刑法犯認知件数を減少させていると考えられる。

●データ

刑法犯認知件数の推移

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
北海道	52,139	51,226	49,263	45,489	41,066	40,359	35,457	32,013	28,160	25,459
全国	1,713,832	1,604,019	1,502,951	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,088,969	996,120	915,042	817,338



治安情勢（重要犯罪の検挙率）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■ 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

【何を測る指標か】

犯罪のない地域社会の構築の状況及び道民生活の安全の確保の度合いを測る指標

【定義・算出式】

警察が認知した重要犯罪の件数のうち、検挙した件数の割合です。

・「重要犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買及び強制わいせつ事件をいう。

【出典】

警察庁「犯罪統計資料」、毎年調査、2月頃公表

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年(2014年) 72.7%(過去5年平均66.2%)

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 過去5年平均以上

<目標値設定の考え方>

犯罪認知件数は経済社会情勢の変化などにより毎年変動するものであるが、できる限りこの件数を減少させながら検挙率を上げることを目指し、過去5年間の平均値よりも向上させることを目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和元年9月30日時点での最新の統計数値

平成30年(2018年) 88.1%(過去5年平均72.8%)

<達成度合の分析>

迅速・的確な初動捜査を始め、防犯カメラ画像の収集・分析やDNA型鑑定など客観証拠を重視した捜査を推進したことにより、過去5年間の平均を上回ったと考えられる。

●データ

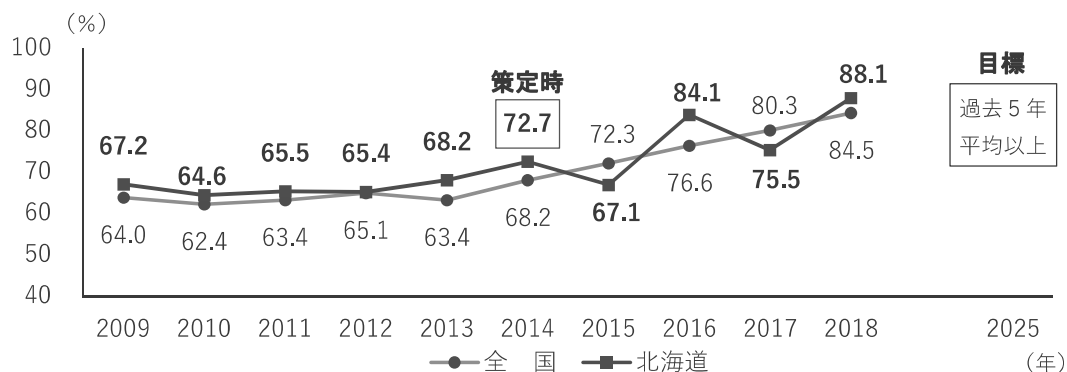
重要犯罪の検挙率の推移

(単位: %, 件)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
全国	64.0	62.4	63.4	65.1	63.4	68.2	72.3	76.6	80.3	84.5
北海道	67.2	64.6	65.5	65.4	68.2	72.7	67.1	84.1	75.5	88.1
5年平均	63.0	65.2	67.8	68.8	66.9	66.2	67.3	67.8	71.5	72.8
認知件数	509	523	472	532	559	444	483	397	351	328
検挙件数	342	338	309	348	381	323	331	334	265	289

現状値

実績値



消費者被害防止地域ネットワーク組織数(累計)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■ 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

【何を測る指標か】

高齢者等の消費者被害の未然防止や早期発見への取組状況を測る指標

【定義・算出式】

道内における消費者被害防止地域ネットワークの組織数

・消費者被害防止地域ネットワークは、自治体、警察、各種団体が連携して消費者被害の防止のために見守り等に取り組む組織

【出典】

北海道環境生活部調べ、毎年調査、3月確定

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度) 52組織

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 74組織

<目標値設定の考え方>

地域における消費者被害防止の取組が広がるよう、1年に2組織ずつ増加させることをめざし、目標値を設定している。

【③実績値】 ※「実績値」は令和元年9月30日時点での最新の統計数値

平成30年度(2018年度) 69組織

<達成度合の分析>

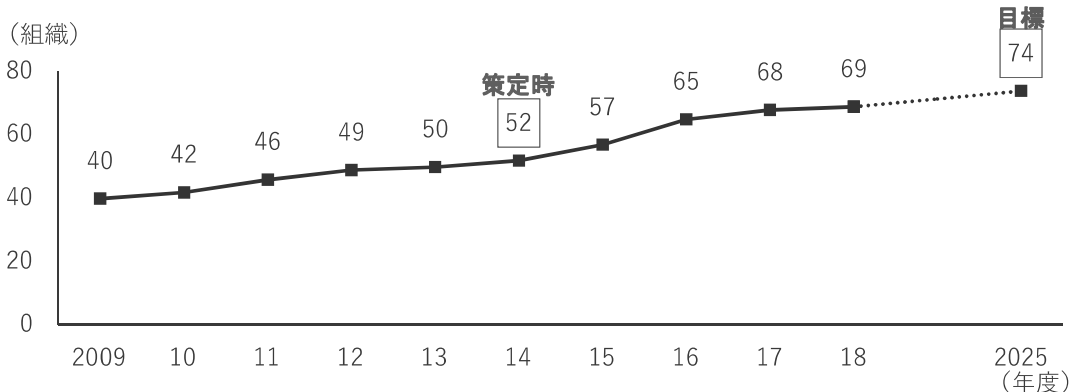
消費者被害防止地域ネットワークの設置促進に向けた取組の効果が現れており、順調に推移。

●データ

(単位: 組織)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
組織数	40	42	46	49	50	52	57	65	68	69

現状値 実績値



HACCP手法による衛生管理導入施設数（累計）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保

【何を測る指標か】

食品関係施設における食品の安全性確保に向けた取組状況を測る指標

【定義・算出式】

HACCPによる衛生管理を導入している以下の施設の数

- ①食品衛生法施行細則第23条の3第1項の規定に基づく届出施設数
- ②北海道HACCP自主衛生管理認証施設数
- ③HACCPに基づく衛生管理導入の評価施設数
- ④食品衛生法第13条に基づく総合衛生管理製造過程承認施設数
- ⑤対米・対EU輸出水産食品取扱認定施設数
- ⑥民間機関によるHACCP認証取得施設数
- ⑦認証等を受けていないHACCP導入施設数

・HACCPとは、「Hazard Analysis and Critical Control Point」(危害要因分析重要管理点)の略であり、原料の受入から製造・出荷までの各工程において、危害要因をチェックし、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つの製品の安全性を保証しようとする食品衛生管理手法。

【出典】

北海道保健福祉部調べ、毎年調査、6月頃確定

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度) 511施設

【②目標値】

目標年: 令和5年度(2023年度) 目標値: 2,250施設

<目標値設定の考え方>

平成30年(2018年)6月に食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理が制度化されました。令和2年(2020年)から施行予定のHACCP制度化へ対応し食品の安全性・信頼性を確保するため、HACCPに沿った衛生管理の導入をさらに進めることとし、目標値を設定している。

【③実績値】 ※「実績値」は平成31年(2019年)3月31日時点での最新の統計数値

平成30年度(2018年度) 1,480施設

<達成度合の分析>

HACCPの導入は着実に進展。令和2年(2020年)のHACCP制度化施行に向け、引き続き取組を推進。

●データ

(単位: 施設)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
施設数	201	229	249	264	354	511	682	868	1,367	1,480

現状値

実績値

